

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和5年12月18日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【企画部関係】

①議案第81号 安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例

②議案第82号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

(2) 所管事務調査【企画部関係】

①先導的官民連携支援事業の調査結果について

②JR芸備線の存続に係る本市の取組について

(3) 議案審査【教育委員会関係】

①議案第85号 安芸高田市学校教育施設整備基金条例

(4) 所管事務調査【教育委員会関係】

①学校規模適正化推進事業について

3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	芦 田 宏 治
委員	南 澤 克 彦
委員	先 川 和 幸
委員	秋 田 雅 朝

副委員長	山 本 数 博
委員	田 邊 介 三
委員	熊 高 昌 三
委員	大 下 正 幸

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(22名)

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	企 画 部 長	高 下 正 晴

産 業 部 長	森 岡 雅 昭	教 育 次 長	柳 川 知 昭
教 育 参 事	和 田 治 子	財 産 管 理 課 長	小 櫻 静 樹
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	佐々木 満 朗
社 会 環 境 課 長	若 狭 孝 祐	社 会 福 祉 課 長	岡 野 あかね
地 域 営 農 課 長	稲 田 圭 介	農 林 水 産 課 長	森 田 修
商 工 観 光 課 長	松 田 祐 生	教 育 総 務 課 長	内 藤 麻 妃
生 涯 学 習 課 長	児 玉 晃	社 会 環 境 課 課 長 補 佐	原 田 和 雄
財 政 課 財 政 係 長	小 野 哲 司	政 策 企 画 課 企 画 調 整 係 長	下 瀬 秋 穂
商 工 観 光 課 観 光 係 長	藤 堂 洋 介	教 育 総 務 課 学 校 統 合 推 進 室 統 合 推 進 係 長	岡 本 充 行

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事 務 局 長	毛 利 幹 夫	事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹
主 任 主 事	山 口 渉		

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開会

○芦田委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、これより第12回総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、12月6日開会の本会議において付託のあった3件の議案審査、3件の所管事務調査を行います。

議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。

石丸市長。

○石丸市長 本日は、3件の審査と3件の調査があります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○芦田委員長 それでは議事に入ります。

これより企画部に係る議案審査を行います。

議案第81号「安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長 本案は、公共施設の使用料について、受益者負担の適正化の考え方に基つき、安芸高田市人権福祉センター設置及び管理条例など関係する計3条例の改正をするものです。

説明資料の1ページをお開きください。

1、改正概要です。

公共施設の更新費用や維持管理費用は、財政を圧迫する要因の一つです。これらを抑制するため、公共施設の廃止に取り組んでいます。また、9月の総務文教常任委員会で、公共施設の受益者負担の適正化について必要性や今後の方針を説明しました。

2、改正する条例は、記載しています3条例です。

次に、改正の内容ですが、現在の1.5倍を上限に使用料を改正します。これは現在の使用料と目標にしたあるべき使用料の差が大きいため、段階的に見直すこととしたためです。

また、条例に規定する使用料は消費税抜きの表示とします。

(1)人権福祉センターは、1ページの中段辺りに記載してありますように、目標にしたあるべき使用料が約1.4倍となっています。よって、約1.4倍増額します。これにより、受益者負担割合は23.5%の見込みです。

(2)文化センターは、目標にしたあるべき使用料が約2倍となっています。よって、約1.5倍増額します。これにより、受益者負担割合は18.5%の見込みです。

(3)は、鉄道に係る駅舎等施設です。この施設の改正前の使用料は、定められた時間の中での使用料となっているため、1時間当たりの使用料に改正します。改正額については、基幹集会所等の現在の使用料を基

準とします。基幹集会所等の目標にしたあるべき使用料が約2.7倍ですので、約1.5倍に増額します。

なお、基幹集会所等の改正前の使用料は、(2)文化センターと同額です。

また、第10条の字句の整理をします。これについては、公布の日から施行します。

次に、4、施行期日です。

本整備に関する条例は、令和6年7月1日から施行します。

議案書の1ページを御覧ください。

第1条は、安芸高田市人権福祉センター設置及び管理条例の一部改正です。

3ページをお開きください。

第2条は、安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部改正です。

続いて、6ページをお開きください。

第3条及び7ページの第4条は、安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部改正です。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長 説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 今回の料金改定は、現在の1.5倍を上限に使用料を改めるということで、1.5倍を超えている部分については段階的という御説明がありましたが、段階的という部分、その辺りはどのような先の見通しを考えていらっしゃるのでしょうか。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 基本的には5年ごとということで見直しをしたいと考えておりますけれども、原則5年ごとということにしておりますので、これからの状況を見ながら判断していきたいと考えています。

○芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本(数)委員 ちょっともう一度説明を詳しく聞いてみないと分からんところがあるんですけど、説明資料の1ページに①で人権福祉センター運営コスト3,445万2,000円、利用可能時間7万9,380時間、利用率9.3%とありまして、その下の表が現在の使用料受益者負担割合17.8%、推計した使用料収入613万7,000円、あるべき使用料25%、8,861万3,000円、ここで、あるべき使用料というのはこれだけ徴収すべきだという考えなのか、財政負担の中からいって運営コストが3,400万円あるから、その25%を徴収すべきなんだと見るのか、そこの辺りを財政負担を軽減するという考えという意味から、このあるべき使用料というところの説明をお願いしたいと思うんですが。

- 芦田委員長 答弁を求めます。
沖田課長。
- 沖田財政課長 あるべき使用料ですけれども、受益者負担の適正化ということで、9月の総務文教常任委員会の際に割合の考え方をお示しました。集会施設については受益者負担を25%と定め、25%にした場合の収入が記載のとおりでございます。現在、目標とすべき値をこの25%の受益者負担と定め、取り組んでいるところです。
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
山本委員。
- 山本(数)委員 ちょっとまだ理解できんところがあるんですが、この運営コスト3,445万2,000円というのは、貸出施設のスタンスで積算したら3,445万2,000円が要るということですか。
維持管理という部分での人の配置もあったりすると思うんですよ。ただ貸出しをすると、集会所の貸出し、研修室の貸出し、これを何%で見ているのかなというところですね。そこの人権センターの市民に対する研修会なんかを主催でやりますよね。それらは除いた費用で、貸し出す部分の費用として3,445万2,000円が要るんだということなんですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
沖田課長。
- 沖田財政課長 運営コストは、これは前回9月の総務文教でお伝えしました2019年度の実績になりますけれども、それに関わる人権福祉センターの維持管理経費ですから、その施設を維持するための人件費や、それに係る委託料だったり、光熱費だったり、それらを合計したものになります。
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
山本委員。
- 山本(数)委員 ということは、その建屋の全体経費がこれだけだと受け止めるのですが、それでいいですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
沖田課長。
- 沖田財政課長 その施設の年間の維持運営のコストということになります。
以上です。
- 芦田委員長 山本委員。
- 山本(数)委員 人権福祉センターに限らず他にも同じなんですが、人権福祉センターが設置されている目的は、全部施設を貸し出すという目的なんですか。
- 芦田委員長 若狭社会環境課長。
- 若狭社会環境課長 人権福祉センターで申しますと、社会福祉法に規定されている隣保事業として、「隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行う」となってお

りますので、そういったことも貸館事業のほかにやることとしております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。
挙手をして質問をしてください。

山本委員。

○山本(数)委員 今のは施設の設置目的を読まれたただけだと思うんですが、私が問うたのは、その建屋は全部貸すために建てられたものなのか、それとも行政上、必要なことをやるために建てて、その合間があるときには、併用ですが、地域の住民にも貸し出すとなっているんじゃないかと思うんですが、建てた目的に対して何かやらないといけんのじゃないですか、行政が。そこはどうなんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。
若狭課長。

○若狭社会環境課長 目的・実態については、先ほどおっしゃったとおりです。実際おっしゃるとおり、その施設を使って事業をやらなければならないんじゃないかという御質問ですが、その点についてもおっしゃるとおりで、現実そのようなことをやっております。完全に今、貸館状態となっている施設につきましても、そこを利用した相談、あるいは施設貸館業務のほかに市としてやっている事業もやっておりますので、お伝えをしておきます。
以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。
山本委員。

○山本(数)委員 今の話を聞かせてもらったら、運営コストが3,445万2,000円要るのだと。本来、使用料として徴収すべき利用料は、コストの25%はいただかにやいけんのだと、こういうスタンスだと思うんですが、今聞いたら。

その建屋の目的というのは、国の補助制度なんかに基づいて何かを改修するために施設を建てるという目的があるんですよね。でしたら、貸館が主ではなくて、行事をすることが主になると思うんですよね、その中で。それを使用料として徴収するという考え方、空いた部分を貸すというスタンスで計算したら、運営コストがまるで3,445万2,000円になるというのはちょっと考えられんですが。いいです、建屋総額が年間維持経費が3,445万2,000円要るんだから、利用者からも25%をもらわな いけんというあのスタンスですよ。それしか取れんですが、施設の貸館利用というスタンスで考えたら、そうはいかんのではないかと思います。

○芦田委員長 答弁を求めます。
若狭課長。

○若狭社会環境課長 委員御指摘のことも、もっともな部分は確かにあるんですけども、全て貸館のみで使っている施設というのは、人権福祉センターのうちではありません。美土里教育集会所は、今、閉鎖をしておりますけれども、

それ以外の4館については貸館をメインとはしておりますが、実際、市としての施策というものは、イベントなど、あるいは相談なども4館全てでやっております。

貸館のみに係るコストで計算をすれば委員御指摘のことはもっともだとは思いますが、ただ貸館といえど4館を運営する全体のコストを見て計算をしないと、その貸館すらもコスト運営上、運営は難しいということがありますので、全ての計算の数値を入れたもので使用料を算出しております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員、簡潔な質疑をお願いします。

○山本(数)委員 どうもこの使用料の積算が、建物の目的に沿って、貸館に値する比率でもってコストを計算されたようには思えんです。算出根拠の基になる金額そのものがどうも不明瞭というしか考えがつかんのですが。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 使用料の考え方については、9月に御説明をしたとおりだと考えています。あるべき使用料の考え方についても、この使用料を受益の度合いによってパーセンテージを決めるという御説明もしたと思います。この人権福祉センターとか文化施設とか、これは一般的に多くの方が受益をする可能性があるということで25%ということにして、そのほかスポーツ施設などについては50%と、使う方の受益の度合いで決めるということを御説明しました。

今、山本委員が言っていておるところをもし配慮をすると、非常にそれをどういうふうに見るかというのが複雑な計算になっていきます。現実、こういうふう施設全体に係るコストを、実際に入ってくる受益者負担割合を決めていくということを一定の基準で考えて運用していかなければ、このときには、例えば行政の目的がこういうふうに変わったとか、そういうことを一々勘案するということは非常に難しいと考えます。

実際、こういう人権福祉センターなど、御指摘のとおり、行政の目的で行政側のニーズによって運営する事業というのもあります。実際そのときには、行政側が使用料を取るという形にはなりません。行政がコストを負担してやっているということになりますので、使用料としては入ってこないわけですね。同様に一般の方がいわゆる貸館で使うときには、この使用料が入ってくるので、例えば人権福祉センターについては、文化センターなどよりは貸館で入ってくる金額というのは少ないということで適切にコストを回収できていると考えていますので、使う時間は、例えば9割なら9割というふうに、文化センター、人権福祉センターが一定だったとしても、払う、使われる方の使用目的によって入ってくる使用料というのは変わってきます。そこで、うまく適切にコストを回収す

るという仕組みになっているということで運用をしています。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員 運営コストが総額になって、利用割合で一般貸出し部分は25%に持っていくんだという説明だろうと思いますが、運営コストが全て利用者に負担をかけるという、そこが私は問題だと思いますね。どうしても施設について、ここの人権福祉センターは特に社会にある差別をなくするというのを目的にして、差別を受けた人たちに対しての環境整備をするというようなところも含めて目的があるはずですね。そういうのを含めたら、そのあるべき目的のために建っているところがあるので、そこを利用者へ負担をかけるのはおかしいということを言っている。

〔発言する者あり〕

○芦田委員長 私語は慎んでください。

〔発言する者あり〕

○芦田委員長 先ほど言いました。

簡潔に質問をお願いします。

○山本(数)委員 筋道立てて話をしないといけんで今話したんですが、当局のほうに伝わらんような気がしますんで。

利用可能時間というのは、どうやって計算されたんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 その施設が使用可能な時間を年間で時間数に換算して数字を出しています。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員 漠然として分からんのですが、1日8時間で見て365日で計算されたのか、それとも、その施設が必要としておる行政側がやる研修会、どうしてもやらないけんことがあると思うんです。それらを除いて貸館として出される時間を算出して、この時間になったのか、そこらの詳細の説明をお願いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 年間の使用時間ですので、全てにわたって使用できる時間で算出をしておりますので、分けてということはしておりません。

以上です。

○芦田委員長 山本委員。

○山本(数)委員 今、人権福祉センターを中心に問いよるんですけど、人権福祉センターでは人権講演会をしたり、対象地区の人の趣味というか、そういった研修会をしたり、行政がすべき時間がありますよね、相談事業とか、そ

ういうのもやりよりますよね。そういうような時間を除いて、残り貸し出しができる時間を算出するのが本来の姿じゃないかと思うのですが、今の説明は、それらを含めた時間というように聞こえましたが、それでよろしいですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

○石丸市長 9月から言っているとおり、違います。9月にちゃんとこの場で説明をしました、考え方、計算の方法、まず委員会の中でしっかり勉強してください。行政に慣れない方は分からないと思うんですが、現実的ではありません、そのような運営は、管理は、できません。どれだけ膨大なコストをそこに費やすという話なんですか、それは。それができないから、このように全体をまず押さえると。その中で山本委員は完全に見落とされていますよ、100%じゃなくて25%にここなっていますね。これが100%になってたら、ほかの事業もあるのに全部受益者負担にするのはおかしいんじゃないかというのは成り立つんですが、なっていないじゃないですか。これが100%にならない、しない理由も9月に説明しました、公共性が高いからだ、一言で言えば。先ほども説明しましたが、特に人権福祉センターに限れば、貸館事業がかなりの程度あるんですよ。なので25%にしかなっていません。これが100%であれば、先ほど来ずっとおっしゃっているのは成り立つんですが、なっていないじゃないですか。なので質疑がおかしいんですよ。

○芦田委員長 山本委員。

○山本(数)委員 質疑が全くおかしいとは思わんですが、利用可能時間というのは何を基準にした時間か言ったら365日の開館の時間と、今、答弁があったんですね。利用者に対して積算するんが利用料の基になる数字だと思うんですよ。今見たら、運営コストも全体の運営コスト、利用時間も全体の運営コスト、人権福祉センターがやるべきコストも含めて利用者に負担をする、そういう中身になっているようにしか見えんですが、何も全然間違っていないと思うんですけど、どこが間違っとなるか説明をお願いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

〔発言する者あり〕

○芦田委員長 私語は慎んでください。

〔発言する者あり〕

○芦田委員長 熊高委員。

○熊高委員 休憩してください。というのは、理由言います、議論がかみ合っていないんですよ。だからいつまでたっても堂々巡りですよ。しかも9月のいろいろ資料で確認したことが、それさえもかみ合っていないんですよ。ですから、もしこれ以上これ続けるのであれば、9月の資料も含めて執行部がどういう根拠で資料を出してるのかということも含めて、ちょっと確認を先にしたほうがいいんじゃないですかね。でないと、議論がなかなかかみ合っていないし、堂々巡りだという意味で休憩をしていただ

きたいと思います。

○芦田委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 10時28分 休憩

午前 10時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

ただいまの山本委員の質疑については、9月に説明され、本日も執行部のほうから説明がありましたので、以上で質疑を終了します。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本(数)委員 視点を変えて御質問したいんですけど、この施設は、提案されとる人権福祉センター、文化センター、鉄道に係る駅舎等の施設というのは、特に文化活動やスポーツ活動で利用される部分が多いと思うんですね。それぞれ分かれば聞かせていただきたいんですが、文化活動やスポーツ活動の利用団体、これがどのようにあるのか聞かせていただきたいと思うんですが。

○芦田委員長 答弁を求めます。

若狭課長。

○若狭社会環境課長 それでは、社会環境課から人権福祉センターの状況について、例えば本年度11月末までで延べの利用回数は1,500回、延べ利用人数は1万3,000人の利用が4月以降11月まででございます。ちょっと団体数については把握しておりません。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長 文化センターについての利用文化団体ですけれども、主要にはそれぞれの文化協会が使用されていると思います。文化協会の所属団体につきましては人権福祉センターも利用されておりますが、文化センターにおいては、文化団体ということであれば文化協会所属の団体が主に使用されております。使用回数等についてはちょっと今すぐにはお答えができませんので割愛させていただきます。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 吉田口の駅につきましては、令和3年度の実績でございます。30回の利用があります。ほぼほぼ地元の利用ということです。

甲立駅におかれましては22回、こちらほぼほぼ地元の方が主に利用されておられます。

令和4年度は吉田口15回、甲立駅23回、これもほとんどが地元の利用ということでございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。
山本委員。

○山本(数)委員 私が知つとる範囲で一例を挙げてみたいと思いますけど、甲田のミュージズは、卓球教室といって卓球をするグループがおられるんですね。それが週に1時間ほど2回利用されとるんです。月に4週やられますね、8回使われるんですけど、これらの今度の使用料金の改定を見ましたら、現在ですと月に1万6,000円なんですね、それが改正で2万3,936円に変わるんです。月に約8,000円も増えるんですね。これは利用者が使うのが本来の姿だというのは9月の説明でもありましたけど、地域のサークル活動、スポーツ活動をどこまで支えるんかというところで、使う者が払うんが受益者負担の原則よというところから、こういったサークル活動をどういうふうに市が保障するんかというところが大事だと思うんですが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。
児玉課長。

○児玉生涯学習課長 もちろん先ほど言いましたように、例えば文化協会所属の団体であれば減免規則、交通関係の団体であっても減免規則を適用して使用料を減額するという形で支援をさせていただいています。
今、使用料の額を言われましたけれども、使用される人数によっても、それぞれ個人が支払われる額というのは当然変わってきますので、できるだけ多くの人数で使用されれば少額になります。そういった状況も踏まえての使用料の改正と考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。
山本委員。

○山本(数)委員 今、文化協会とかに入っていれば減額があるという言われたんですが、それに入っとらん人は、まともに今言った額を払わなければいけなくなりますよね。

もう1個、一例があるんですけど、若い人がバンドクラブをつくつとるんですね、バンド演奏、ミュージズ使ってやりよるんです。週に1回、月4回、練習したりしよった。今の改正前の値段でいいますと、週1回月4回で月に9,600円要るんです。改正したら1万4,256円、月に9,600円が練習するのに負担になるというところから、今は使いよらんのです。どっかの倉庫を借りて、その空いた倉庫で練習しよると聞きました。理由は負担になるんでという、若い人ですから負担になると。

そういったところのサークル活動、ここらは市として進める上じゃ使用料も考えていくべきじゃないか思うんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。文化協会に入られない、スポーツ協会に入られない人が、いざやろう思ったときにはそういったことが起きたということ、そこらはどういうふうにお考えですか。

○芦田委員長 山本委員、一つ一つのサークルの利用料について質疑を受けていたら、

もうこれは時間が幾らあっても対応ができないので、ここで答弁を受けて、このサークルごとについては、これで終了したいと思います。

答弁のほう、お願いできますか。

石丸市長。

○石 丸 市 長 今、御自身がおっしゃった言葉をそのまんま受けるならば、倉庫を使われてるという話でした。であれば本件とは関係がない話なので、今すべき質疑ではないはずです。

○芦 田 委 員 長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 先ほど減免の話がありましたが、今回減免のことについては何も提案がないので、これまでどおりということで考えているのですけれども、この先、何か減免について、これまでのやり方を変えていくとかいう方針というのは、何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。なければないで結構です。

○芦 田 委 員 長 答弁を求めます。
沖田課長。

○沖田財政課長 9月の総務文教のときにも実はお話が出ていました。今回の改正については、減免は除いた形で議論をしています。減免については、前回、2018年、2019年あたりのときに御説明をしておりますけれども、その考え方を続けていきたいと今現在は考えております。

以上です。

○芦 田 委 員 長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦 田 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論あり〕

○芦 田 委 員 長 討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。
山本委員。

○山本(数)委員 反対討論を述べさせていただきます。

今、質問をさせていただきました受益者負担になる根拠の数字が不明瞭で、よく分かりません。相対的な金額でもって算出されて、今の改正単価が示されているように思います。

したがって、もう一つ、地域の文化活動、芸術活動やスポーツ活動、これらについての把握も十分でないように思います。私の周辺を見る限り、値上げによって文化活動やスポーツ活動が縮小していくように思います。活動の自粛によって、チームやサークルの減少によって活気のないまちになると、こういうように感じます。

よって、今回の使用料の改定については反対をいたします。

以上で終わります。

- 芦田委員長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
田邊委員。
- 田邊委員 田邊です。賛成の立場で討論いたします。
先ほど、いろいろな使用料の件について質疑、討論ありましたが、これは9月の総務文教委員会の中で、あるべき使用料の率についてはかなり議論が進んで納得したものと考えております。
また、先ほどありましたが、地域の文化交流であるとか、そういったものが衰退するのではということもありましたが、先ほどの質疑の中でバンドの件が例として挙げられましたが、私はそのバンドに所属している者として、ちょっと間違いがあるなと感じております。現実問題、使用料が高いからミューズを使用しなくなったわけではなく、倉庫のほうでやるほうが便利だから、そちらに移ったというような事実がありますので、そういったことも踏まえて、料金が上がったからといって活動が縮小するということはないと考えます。
また、補足しますと、実際倉庫に移ったほうが1人当たりのコストは上がっていますが、そちらのほうが便利なので使用しているというような実態もありますので、そういった意味で料金が上がったからといって活動が自粛される、縮小していくとは考えませんので、今回の件は賛成すべきと考えます。
- 芦田委員長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。
〔討論なし〕
- 芦田委員長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
南澤委員。
- 南澤委員 南澤です。本案に賛成の立場で討論いたします。
先ほど山本委員の質疑の中でバンドの例が出ましたが、安芸高田市は町なかでバンド、例えば、そういった活動をする場合、一般的にスタジオを借りれば1時間2,500円、3,000円は上回ってくる、そういったものを自らが負担して活動しているのが実情です。そういった中、安芸高田市は随分安い金額でバンド活動だったり文化活動ができる状況ですが、これが安過ぎる嫌いがあると思います。そういった中で、受益者が自分たちが得ている権益に対して受益者負担をしていって、財政負担を軽減していくという必要性を感じておりますので、本案に賛成したいと思います。
以上です。
- 芦田委員長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
〔討論なし〕
- 芦田委員長 賛成討論なしと認めます。
討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第81号「安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第81号の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時48分 休憩

午前 10時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて、会議を再開します。

次に、議案第82号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長

本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

説明資料1ページを御覧ください。

2024年度、新たに協定の締結をする指定管理者制度導入施設は42施設で、このうち、安芸高田市高宮大狩山河川公園は新規に指定管理者制度を導入する施設で、残りの41施設は再指定する施設です。

指定の年数は、1年の指定期間のものが9施設、3年のものが30施設となっております。

なお、再指定41施設のうち、8ページをお開きください。

安芸高田市美土里町神楽門前湯治村、安芸高田市道の駅「北の関宿安芸高田」、安芸高田市たかみや湯の森の3施設については、令和6年第1回定例会へ上程を予定しております。

説明資料の2ページから9ページは、来年4月1日付で指定管理者制度を導入することとなる全ての公の施設について、一覧でまとめております。全59施設のうち施設名に米印がついているものが、令和6年第1回定例会上程予定の3施設を除く39施設が本議案の対象となっております。

なお、議案書においては、これらの施設を関係条例ごとに記載しております。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

7ページ、産業部の高宮大狩山河川公園が今回公募で新規になるということですが、この公募に当たって応募された事業者は何団体ほどあったのでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

- 森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 7月から9月の頭まで公募いたしましたけれども、その間、1者の応募がございました。
- 以上でございます。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- ほかに質疑はありませんか。
- 田邊委員。
- 田邊委員 指定管理で吉田口駅、向原駅の駐車場が今回外れていると思います。これは甲立駅の駐車場を直営にして、それを見て、こちらも駐車場を直営にするのかなという予測なんですけれども、まず指定管理がなくなった理由について教えてください。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 沖田課長。
- 沖田財政課長 甲立駅について、今年から直営ということで現在実施をしています。残りの吉田口・向原については、今年度までで指定管理が終了し、来年度は直営にすることになっています。3つの駐車場を来年度、全て直営にすることとし、今回、運営の管理を全体的に見直す形を検討しております。今後は状況の把握を行い、直営で1年間3施設を行っていきたいと思っています。
- 以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- 田邊委員。
- 田邊委員 甲立を1年やってみてよかったから、やっぱり吉田口も向原もそういうふうにしようという感じなんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 沖田課長。
- 沖田財政課長 現在、甲立は今やっているところですけども、甲立を含めた3施設の状況を再度把握し、直営のほうがどのような状況になるかというのを3施設含めて来年度は検討していくというような状況でございます。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- ほかに質疑はありませんか。
- 山本委員。
- 山本(数)委員 この指定管理の次年度の提案は、今年の3月、去年の3月、大体次の年度の更新は3月にされてきとったんですね、なぜ12月なんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 沖田課長。
- 沖田財政課長 言われますとおり、これまでは3月ということで行っておりましたけれども、指定管理者制度、4月1日から例えば指定管理者が変更になったりということがあれば、引き継ぎ期間も十分設ける必要があります。そういったことも考えて12月の議会の定例会に上程することで、もし変更になったりとか、そういったことに対応していくために今回スケジュール

ルを見直しをしています。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員 引き継ぎ期間も含めてということも言われたんですが、それもあるかも分かりませんが、今年の場合も別段3月にやっても間に合うんじゃないかというところもあるんですが、そこらはどうなんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 3月であれば、1か月ない期間で4月1日を迎えることになります。それでは期間的に不十分だと判断をしています。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 指定期間が1年のもの、3年のものでいろいろありまして、昨年説明で契約内容というか運用を見直すために、まず1年にしてみてよければ3年にするというような説明もあったかと思うんですけども、今まで3年だったものが今年単年になったものというのは、今年見直しをするためにという考えでよろしいんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 言われるとおり、今年から1年の指定管理に変更し、状況を検証するというので今回1年に変更しています。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員 このたび更新契約がなされないものについて、今、田邊委員が駐車場を出されたんですが、甲立駅の甲迎館が落ちとるんですね。更新されて提案された39施設ですか、それと一緒に更新の検討をされたのも甲立甲迎館は含まれとるんでしょうか。同じテーブルで審査、検討されたんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 同じテーブルで検討はしております。しておりますが、その審査の過程におきまして、直営に切り替えるという判断をしております。

以上でございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員 この甲立甲迎館について、いろいろ甲立甲迎館の関係者に聞かせてもらったんですが、どうも不可解な部分が若干あるんです。その説明を

求めたいと思います。

昨年度になりますが、昨年度、市の担当課のほうから、今まで3年契約でやってきとったんですが、次年度は1年の契約にしたいと、こういうふうに市のほうから申入れがあったと。その申入れの中身が、1年にするということはどういうことなんですかと言ったときに、他の団体と契約日を合わせるためだと、そういうふうに申入れがあったといって甲迎館の関係者は言いよるんですが、それは本当ですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 昨年度ですから令和5年度のところで、1年に変えますよという説明のときにどのように話をしたかということだと思います。

このときの変更の理由は、今おっしゃったのとは少し違うトーンで説明しているはずですが、ちょうど芸備線の運行の状況というところが非常に落ちてきていて、今後この甲迎館をどういうふうに活用して地域のためにしていくか、芸備線がこれからどうなるかというところが分からない中で3年間という長期では状況の変化に対応できないということで、それで1年という形で刻ませてもらいたいという説明をいたしました。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員 今、高下部長の話を聞いたら全然違うんですが、そういうことで言われたんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 はい、そうです。昨年の指定管理の議案のときに、そのように説明もしたはずですが。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員 ここの議会の場じゃなくて、当事者に言われたことの、今、確認をしようなんです。当事者が言うのには、3年を1年にする理由を聞いたら、そういう芸備線の環境状況を見るんだということは言うたように言いませんでしたよ。よその団体と契約期間を合わせるために1年にさせていただきますと、こういうに申入れがあったんで、ああ、そう、他の団体と合わせるのなら致し方ないと言って同意をしたんだと言うておりますけど、そこは違うんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 また質疑応答がかみ合わなくなっているんですけども、それは御自身ないしは委員会として、もし必要なら調査をしてください。今のは、単に事業者が山本委員に対して一つの理由を伝えたにすぎません。

ほかの理由がないという主張だったのか、今の言い方では分からないですし、執行部としては、ほかのものも含めて、もちろんほかの事業者に対してもですけれども、見直しの必要を説明してきています。なので、先ほど部長が答弁したのが全てです。

執行部としては、そういう観点でこれらの事業を、ここで言えば指定管理者制度、これに対して見直しをかけています。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ここで、1時間が経過しましたので換気のため11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時 3分 休憩

午前 11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて、会議を再開します。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

今年度から指定管理期間が1年に見直される施設は、全体で9施設あるうちの6施設が今回の議案の中に上がってきていると思うんですけども、運営状況を見直すために機動的に動けるように1年にするんだという説明は従前伺っているんですけども、それぞれどういったところが、今、課題で見直す必要があると考えているのかといった点の御説明をお願いしたいと思います。

○芦田委員長

答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

吉田ロプラットハウスにつきましては、現在、地元の特設非営利法人のぷらっとほーむ小原というところで管理をしていただいております。こちらのほう、施設の利用としましては地元の方が多く利用されておられまして、いわゆる地元の集会施設という位置づけでございます。あと、飲食のところが入っておられて施設を管理されておられるということでございます。

そういった過去の経緯等も含めまして、このまま指定管理でやっていくのがいいのか、直営でいいのかというところを昨年度の実績を含めて、今年度の実績を含めて、次年度検討していきたいと考えております。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

失礼しました、若狭課長。

○若狭社会環境課長

説明資料6ページを御覧ください。

市民部、上から2段目、安芸高田市多文化共生推進拠点施設、こちらが本年度1年としております。

当該施設では、外国人市民の生活支援を実施する多文化事業と、それから外国人技能実習生などを対象として住居を運営する宿泊事業を現在

実施しているところです。

令和6年度につきましては、指定管理対象を施設全体としているものの、宿泊事業については独立採算として指定管理料から外すという方針で見込んでおりますので、そちらを算定して募集することといたしました。これは本年度から初めての取組ということになります。その効果検証を行うために次の再指定では指定期間を3年間から1年間に縮小したという状況でございます。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

岡野社会福祉課長。

○岡野社会福祉課長 続きまして、同じページの上から3番目、安芸高田市ふれあいセンターこうだについてです。

ふれあいセンターこうだは、安芸高田市社会福祉協議会のほうで管理運営を、指定管理をお願いしておりまして、地域住民の団体であるとか、サロンであるとか、そういったところの御利用について運営等を行っていただいております。

この施設につきましては、譲渡をどうしていくかという協議が以前からありまして、このたびきちんと、なかなか譲渡の協議が進んでおらないところはあったんですけども、もう一度整理をして進めていくために1年という形で指定管理を行うことといたしました。

以上です。

○芦田委員長 稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長 7ページ上段を御覧ください。

安芸高田市向原農村交流館やすらぎになります。

こちらのほうは、ふるさとネットやすらぎ会のほうへ指定管理を出させていただくようにしておりますが、昨年度より指定管理料が2022年の実績に基づいて減額させていただいております。これらは電気代等が主になってくるんですが、昨今、そういう資材とか電気代とか、先を見通せないところもありますので、単年度で来年度も含めて今年その金額で行かせてもらって、また見直しを1年後に考えるということで指定管理者の了解を得てやっております。

以上です。

○芦田委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 商工観光課の関連でいえば、昨年より1年の指定期間になっております。今回新たに追加しましたのが、道の駅三矢の里あきたかたというところになります。こちらの施設につきましても、この間、コロナ禍等々で集客の不安定、そういったいろいろな施設がございます。その中で短い期間でやはり見直しを図りながら検証をしつつ運営指導を行ってまいりたいということで、1年の指定管理の期間とさせていただきました。

以上です。

○芦田委員長 沖田課長。

- 沖田財政課長　　今、5施設だったかと思います。6施設とお聞きしたかと思いますが、1つは高宮大狩山河川公園のことも含めて6施設でよかったかと思うんですけども、そちらについては今回新規で候補者を選定しておりますので、改めて新規の候補者の方については1年という考え方で期間を選定しているということになります。
- 以上です。
- 芦田委員長　　答弁を終わります。
- ほかに質疑はありませんか。
- 山本委員。
- 山本(数)委員　　先ほど甲迎館の昨年の更新の話聞いたんですが、本年に入りまして当事者のほうは3年が1年に変わったので次年度からまた様子を見て3年になるもんだと、こういうふうに思いよったんじゃないというのは甲立甲迎館を管理している関係者の話なんですが、9月5日に「2024年度甲立駅甲迎館の指定管理者の候補者の募集について」というのが企画部のほうから案内が来ておりますよね。その中に「公募によらず御社を指定管理者の候補者として指定し、募集要項をお送りしますので要件等について御検討いただき、申請していただきますようお願いいたします」と、いかにも来年度もおたくに契約をするんだというような内容で申請書を出すようにという文書を送られているんですが、これはどういう考えで、こういった文書を出されたんでしょうか。
- 芦田委員長　　答弁を求めます。
- 佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長　　指定管理者の候補者として事前に通知をさせていただいて、こうだ21のほうから指定管理者を受けるという意思表示があって本市に申請をしていただいております。
- ただ、その申請を受けた後に、私どものほうで経費節減というような観点から直営に切り替えるというような判断をいたしました。そういったことの経緯も踏まえまして、こうだ21の社長宅を訪問させていただいて、その経緯等について説明をいたしております。その時点では、社長のほうに説明をした段階では、一応御理解をいただいたと思っております。
- 以上でございます。
- 芦田委員長　　答弁を終わります。
- 山本委員。
- 山本(数)委員　　手順がちょっと違いやせんかと思うんですが、令和5年度の契約をしたときに状況を踏まえて1年にするということを伝えたと、こういう話だったですね。高下部長の話ではそういう話だったと思うんですが、もうこの1年を見渡して、甲迎館についてはどうするんかということも議論をした上で、申請書を出す前に、経費の積算をした上で、もうおたくとは、経費上、直営でやったほうが安くつくから来年は更新しませんよといった言ったほうが紳士的ではないんだろうかと思うんですが、手順

は間違っちゃおりませんか。

○芦田委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

申請書のほうを出していただきましたが、こちらのほうで申請の手続、要は審査委員会に諮るというような手順がございます。その選考の手続を行っている最中に直営に切り替えるという判断をいたしました。その時点で、次年度の指定管理に係る契約、そういったものを締結しているというわけではなく、こうだ21のほうに対しては期待感というのはあったと思われますので、その点については謝罪をさせていただき、契約義務が発生していないというようなことから手順は間違っていないと判断をしております。

○芦田委員長

答弁を終わります。

田邊委員。

○田邊委員

率直に直営になった理由、なぜそこで切り替えたのかという理由を教えてください。

○芦田委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

先ほどもお伝えしておりますけど、経費節減ということでございます。直営に切り替えることによりまして、年間の指定管理料約230万円余りのものが約160万円になる見込みと計算をしております。

加えて、現在の指定管理者が事務所として使用している部屋、そういったところも貸館ということで一定の収入が見込めるという判断をしております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

説明資料の6ページの、先ほど南澤委員の質疑に対してお答えがあった中で、市民部の上から2番目、国際交流協会の関係で1年にした理由の中で宿泊事業の見直しというような説明があったと思いますけれども、その辺について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○芦田委員長

若狭課長。

○若狭社会環境課長

多文化共生推進拠点施設につきましては、今年度まで宿泊事業も指定管理料に入れて計算していたわけですが、宿泊事業につきまして民間企業へ派遣される外国人技能実習生などが対象になっていますが、指定管理者の才覚によりまして増減多変が可能となっています。もちろん上限はあるんですけれども、最大の定員を見込めば、そのもので宿泊事業が運営できると、歳入歳出を合わせたところ、宿泊事業につきましてはそれで運営できるとこちらで判断し、指定管理者の了承も得られたことから、宿泊事業については外して指定管理料を算定し、1年の指定管理ということに変更したところでございます。

以上です。

○芦田委員長

熊高委員。

- 熊 高 委 員 当初のこの指定管理をするときに、企業との連携ということで方向としてはいい方向に行き出したなということで、逆に企業がうまく宿泊者の数を安定化していくことで、それはもう別にしたほうがいいだろうという考えで今回の見直しに至るということでよろしいでしょうか。
- 芦 田 委 員 長 答弁を求めます。
若狭課長。
- 若狭社会環境課長 おっしゃるとおり、単独で宿泊部分については運営できるところで見込んでおりますので、お任せするということで外したという状況でございます。
以上です。
- 芦 田 委 員 長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
先川委員。
- 先 川 委 員 向原駅の駐車場についてお伺いしますけれども、直営にされることによって財政上のメリットといたしますか、どの程度メリットがあるか、お伺いします。
- 芦 田 委 員 長 答弁を求めます。
沖田課長。
- 沖田財政課長 現在、甲立駅の直営ということで現在の状況の把握をしております。向原駅についても甲立駅と含めて来年精査していきたいと、金額的なところは現時点で私のほうでは把握しておりませんが、来年度3つの駅の駐車場を含めて直営の状況を把握していきたいと考えています。
以上です。
- 芦 田 委 員 長 先川委員。
- 先 川 委 員 把握された上で、場合によってはまた変えるということもあり得るわけですか。
- 芦 田 委 員 長 沖田課長。
- 沖田財政課長 状況の把握ということなので、現時点で来年度に向けてはそうのように思っていますけれども、先ではもちろん検討していきたいということになりますので、どちらかということを決めているわけではありません。
- 芦 田 委 員 長 答弁を終わります。
山本委員。
- 山本(数)委員 先川委員の質問に対して答えになつたらんような気がするんですけど、直営と委託と比較したら直営が安くつくというのが基本的な考えじゃないんですか。そこは数字で示されると思うんですが、いかがでしょうか。
- 芦 田 委 員 長 答弁を求めます。
沖田課長。
- 沖田財政課長 所管しておる課が別にありまして、今回この場に所管課は上程している案件におりませんので同席しておりませんが、財政課は取りまとめは行っておりますが、数字的なところの詳細は現在持ち合わせてお

りません。

○芦田委員長 山本委員。

○山本(数)委員 甲立駅の駐車場が例に出ったんですが、甲立駅はこの4月から直営になりましたですね。昨年度は指定管理で委託だったと思いますが、その額の差はもう把握されとると思いますが、甲立駅の駐車場は直営にして、指定管理のときとどう違うんか、金額も教えてください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 今、取りまとめを所管している財政課においては、金額の詳細は把握していません。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

沖田課長。

○沖田財政課長 ちょっと時間をいただいて、詳細を担当課に把握させてもらってもいいですか。

○芦田委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 11時34分 休憩

午前 11時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

ただいま、確認に時間がかかっているようなので、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

先ほどの答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 甲立駅ですけれども、今年度直営にしたことで昨年度と比較して年間68万円、市の負担が軽減となる見込みとなっています。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 8ページ、産業部のところでエコミュージアム川根が今年度1年の契約に変わって、来年度もまた1年ということなのですからけれども、収支含めて課題を見直すというところで今年度1年やられて、また来年も1年度でということなんですが、この間どういった課題に対してどのようなアプローチがなされて、見通しが立ったらまた3年に戻っていくというよう

な話もあった中で来年度も1年ということで、こういった課題が残っているのかというところをお聞きしたいと思います。

○芦田委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 エコミュージアム川根のみならず、神楽門前湯治村でありますとか、たかみや湯の森、土師ダム周辺施設のところでございますけれども、そういったところは昨年から1年ということでやっております。また、来年度についても1年ということにしておりますが、この1年で全ていろいろなところを整理して、それを新たに改善していくというのはなかなかまだまだ難しい、道半ばではないかなと感じております。引き続き、そういった諸課題を整理しながら、短い指定管理の期間、1年という期間で引き続きやっていきたいと考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本(数)委員 先ほど駐車場の直営と指定管理との差を68万円と言われたんですが、今年度、新年度予算で総務費のところに市営駐車場管理費というのがあります。報酬、会計年度任用職員報酬、市営駐車場管理事業費、任用職員の費用が載っております。これを質問しましたら、甲立駅の管理をする人を雇うためだというように答弁されているんです、40万2,000円なんです。令和4年度の駐車場の指定管理料は、29万円で指定管理をされとるんですね。ただ、68万円も直営のほうが有利だと今説明があったのですが、ちょっと理解できんですけど、68万円の縮減になつとる言われたんですが、この予算の関係とどう違うんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 68万円の市の負担が軽減となる見込みということでお伝えしました。昨年度、指定管理料は29万円ということで、あと39万円ですけれども、現在、収入、支出のバランスを見込んだところ39万円というところがございまして、その39万円と29万円を足した68万円が今年度、市の負担が軽減となるということを見込んでいることになります。

以上です。

○芦田委員長 石丸市長。

○石丸市長 もうちょっと具体的に、はっきり言いましょう。直営にしたほうが収入は増加しました。一方で費用は減少しました。非常に不思議な減少ですが、これが事実です。指定管理に出すのではなく、直営にしたほうが収支両面において有利だったというのが判明しています。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員 収入が増えたというのがちょっと不可解なんです、コロナが5類に

移って乗客が増えたけえじゃないんですか、そこをお伺いします、収入が増えた根拠。

○芦田委員長 答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 収入と支出の差額ということになります。なので、支出のほうが減ったということで39万円、収入のほうが多かったという結果になっているということです。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員 今年のその駐車場の管理する人を雇うのに40万2,000円組んであって、時間外が1万3,000円組んであるんですね。これは9月だったか、また追加補正があったと思いますけど、この40万2,000円と29万円を差し引いたら11万円ほど市の持ち出しが多いんですね。収入が今年は39万円で前年度は0円だったということですか。前年度の収入と今年の駐車場の収入とが関係してきますよね。去年の管理料が29万円、今年の人を雇うのが40万2,000円。明らかにもう管理をする人だけの賃金で市の支出のほうが多いような気がするんですけど、あとは収入の比較があると思いますが、そのところよう分かるように説明してください。

○芦田委員長 石丸市長。

○石丸市長 先ほど休憩中もお話ししたんですが、今、上程しているこの議案、直接的に関係がない話なので、ここには説明員が控えていません。もし委員長、必要であれば課長を呼びますので、そのように整理をしてください。

○芦田委員長 山本委員。

○山本(数)委員 冒頭、ここへ出されとる議案について審査の過程で同じテーブルにあったんでしょうかという質問をしましたよね。そしたら甲立甲迎館なんかは同じテーブルで審査しましたと言われましたですね。この駐車場の指定管理については同じテーブルではなくて、別のテーブルで審議されたんでしょうか。同じテーブルだということを聞いとるんで、今落とされたほうを一生懸命聞きよる。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 そもそも駐車場は指定管理ということで検討が始まっておりませんので、指定管理をどうするという今回の審査のところには上がっていません。

以上です。

〔発言する者あり〕

○芦田委員長 指名しておりませんので、挙手で。

山本委員。

○山本(数)委員 駐車場も指定管理から来年度外れるというところで、外れる理由を質

問すべきだと思って今させてもらいよったんですが、テーブルが違うということだったんで、同じテーブルに上がった甲立駅について質問させていただきます。

11月28日付のこうだ21への回答書には、支出の抑制の観点から指定管理と直営管理を比較した結果、直営管理が経済的に有利だというような内容のものが、通知が行っております。その話は指定が230万円、直営が160万円という回答をされたんですが、その積算根拠をできれば示してください。金額を言われたんですけど、そのものをどういう兼ね合いで差があるのかというところをお示し願いたいと思います。

○芦田委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

指定管理料の230万円と直営の160万円の算出ということでお答えさせていただきます。

230万円につきましては、従前どおりの指定管理を行った場合の積算でございます。160万円につきましては、いわゆる無人で鍵管理を行うというところで、人件費の部分が削減されるというような積算をして160万円を出しております。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員

検討される中で、あそこの甲立甲迎館は集会所の役割を果たしとるんですね。あそこは以前の行政区でいうたら14区という言いよったんですが、14区の地域振興会の役員会など行事やら何かをやるときの会議、あれが14区の集会所の役割を果たして、あそこで会議をされとるんです。甲立駅がある常会、東本通常会というのがあるんですが、あそこが役員会をするときには、その集会所として利用されとるんですね。他の区域を見たら基幹的な集会所の施設は大体地元で管理委託されて、このたびも3年契約で出されてきておりますね。

そこのところは指定管理と直営という考えの中で、地域の集会所も兼ねとるというところはどういうふうと考えられたんでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

地元の利用が多いということで先ほどお答えもしております。管理者が有人無人になるといっても、集会所としての利用というのはこれからもあると思いますので、その予約の仕方であったりとか、鍵管理、いわゆる有人か無人かで鍵を渡す、渡さない、そういったところで管理が変わるだけで、利用形態は変わらないと認識しております。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員

今、検討に加えてほしいということで中身の話をしよるんですが、もう一点、こうだ21というのは教育関係の社会活動、スポーツ関係、今で言う体育協会の事務局の世話をしたり、スポーツ少年団の安芸高田市の本部の事務局をしたり、教育部門における外郭団体の事務を受けて、あ

の施設で消化しよるんですね。そういったところの施設の管理を含めて、行政の一部を管理してもらいよる、そういうところは指定管理の考え方の中には含まれなかったんでしょうか。

○芦田委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

あくまでも甲立駅甲迎館の管理ということで指定管理をしております。先ほど言われた業務というのは、指定管理の業務の中には入っていないと認識しております。

○芦田委員長

答弁を終わります。

山本委員、簡潔な質疑をお願いします。

○山本(数)委員

簡潔にしておりますよ。

指定管理に入っとる団体が何をどういうふうに関域のために貢献、安芸高田市のために貢献ということは全く加味せんのですか、そこを教えてください。

○芦田委員長

答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

先ほどもお答えしましたが、甲迎館の指定管理を行うということで業務委託をしておりますので、先ほど議員が言われるようなことは指定管理の中には入っていないと認識をしております。

○芦田委員長

山本委員。

○山本(数)委員

他の施設も同様の考えかどうか、お伺いします。

○芦田委員長

高下部長。

○高下企画部長

その施設の管理を任せるのが指定管理者制度です。

○芦田委員長

山本委員。

○山本(数)委員

その指定管理を受けとる団体がその施設の管理だけでなく、付加価値を持つことは全く考慮せんということですか。

○芦田委員長

米村副市長。

○米村副市長

あくまでもさっきから言っていますように甲迎館の指定管理です。ですから、そこで、その業務の中で体育協会とかスポーツ関係のことをやること自体が違法になってきます。

○芦田委員長

山本委員。

○山本(数)委員

今、副市長は違法だと言われたんですが、何がどこに違法になるのですか、教えてください。

○芦田委員長

米村副市長。

○米村副市長

違法とはちょっと言い過ぎました。うちと指定管理の契約外のことをすることは契約違反になります。

○芦田委員長

山本委員。

○山本(数)委員

他の施設でそういうところはないんでしょうか。

○芦田委員長

もう一度、質問をお願いします。

山本委員。

○山本(数)委員

指定管理を委託されとる団体がいっぱいありますね。そこへ入られて、その施設の管理以外のことをプラスアルファで業務しとる団体はない

と言われよるように聞こえるんですけど、それ、ないんですか。

○芦田委員長 石丸市長。

○石丸市長 そのようには言っていない。指定管理者制度において、市は公共施設を事業者運営に任せます。任せる事務・事業については、厳密に定めてあります。それ以外を市がやってください等々を言うことがないというのが先ほど来の説明です。その事業者そのものが自主的にほかのことを妨げているわけでもないです、当然です。あくまで独立した事業者に任せているというのは、そういうことです。市はそれ以上のことは言いませんし、それ以下でもないです。

○芦田委員長 山本委員。

○山本(数)委員 市長の今の答弁で、先ほど副市長が言われた答弁とまるで違うんですね。市長は、任せた事業者が任せた仕事は当然やって、それ以上のことも、それ以外のことも市としては言わんというのが今の市長の答弁だと。その事業者が市に迷惑がかからんように自分でやるんだったら問題ないと、こういうように受け止めるんです。じゃが、違法性があるというのが副市長、今、違法性がある言われたんじゃが、それは言い過ぎたということで訂正されたと思うんですけど。

要は、この甲迎館を管理運営していきよるのは甲田町時代からの歴史があって、それを受けて、ずっとあっちへ転籍、こっちに転居というようなことで最終的には行政に関わる仕事もしよるところで甲迎館に入って、駅の管理と、町から市へ行って、団体の事務はせんということで、団体の事務を請け負って行政運営を補完してきとるところがあるんですね。そこらがあるのに、なぜ出てくれというようなことをやるんだろうか。

挙句の果てに問題は、指定管理者が使用していた事務所や乗車券販売所も出てもらったら貸し出すことが可能になると、使用料が入るんですいうて、何か聞いたら追い出すような理由を言われとる。今の入居されてやられとることが市のためになるということを検討した上で、こういうような表現にされたんかということ为先ほど来聞いとるんですけど、そのところがしっくり来んのですね。

分からんようになられたかも分かりませんので、もう一度聞きますけど、直営管理することで指定管理者が使用していた事務所や乗車券販売所も貸し出すことが可能になる。それは市場調査してからの答えですか、借りる者がおるけえいうふうに取れるんですけど、その市場調査はされたんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 市場調査というのは行っておりません。現在、こうだ21のほう指定管理者として、その事務所を使って指定管理業務を行っていたり、あとは1階のところを使われて切符販売を行われておられます。仮に、これから直営に切り替えるという話をしております、条例に規定する使用料

を支払っていただければ、そちらを継続して使用することができるという意味合いで通知のほうに書かせていただいたというような経緯がございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。
山本委員。

○山本(数)委員 今のはどうも答えになっとらん思うんですが。今の答えは、あなたは出てくださいと、でも使用料を払えばおってもいいですよという、そういうふうにしか聞こえんのです。でも、11月28日の通知では指定管理者が使用しとった事務所や乗車券販売所も貸し出すことが可能になって使用料が入ると書いてある。ほかの人が来るんですというようにしか取れんのですけど。どっちがほんまですか、出てください、お金を払えばおらせてあげますよというのがほんまですか。

○芦田委員長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 直営に切り替えるということになりますので、そうなりますと、もし甲迎館の事務所並びに1階の切符売り場のところに引き続きそこで事務を執るということであれば、条例に規定する使用料をお支払いいただければ、そこは継続して使っていただくことができるという意味合いで通知をさせていただいております。

○芦田委員長 石丸市長。

○石丸市長 何回かお伝えするんですが、本件からどんどんどんどん離れていると思うので、修正をしたほうがいいと思います。

○芦田委員長 山本委員。

○山本(数)委員 今、市長はそういうふうに言われたんですが、この審査は、今出されとる継続更新の団体と甲迎館は同じテーブルで審査したと、こういうふうに言われた、だからなぜ落とすんですかというところから今いろいろ聞かせてもらいよる。

最後の質問になりますけど、この裁定に、行政不服審査が出されたんですね。要するに同じテーブルで審議したと、安芸高田市が決定した事項について通知をしたら、行政不服審査、決定に不服だということが上がってきたんですね。こういうことでええんかのというのがあるんです。

それで、まだ神楽門前、道の駅、たかみや湯の森は今協議中で、3月の定例会に管理料を出すというて言われとったんで、この落ちた分についても再検討して、3月に神楽門前、道の駅、たかみや湯の森の検討した結果と一緒に再度提案ということにならんかということを質問して終わります。

○芦田委員長 石丸市長。

○石丸市長 行政になじみがない方は理解できないのかもしれないのですが、今ここで議案にのっているのは、指定管理者制度の特に期間について認めるかどうかという話です。その点について議会の承認を求めています、審査、審議を求めています。ここにのっていないものは、執行権の範疇です。直営にするというのは、その一つです。同じテーブルでと言ったの

は、あくまで公共施設の扱い、広く言えば財政健全化、その観点で見直しているという意味です。本来、独立しています。甲迎館がここにのっていない時点で、この議案とは関係がないんです。そこをちゃんと、まずは議員の皆さんは理解をしてください。ほとんどの方は理解されていると思うんですが、当たり前の話です。聞いてて恥ずかしい。

関係がないところをわざわざぶち込んでこられるので、言えば、指定管理にするのか、直営にするのか、それは不服が当然あってしかるべきなんですが、全く別の議論をすればいいんです。しかし、なぜそこに執行部があえて、このような取組をしているか、先ほども言いました、駐車場の管理だけで見ても収入と支出、合っていない状態だったんですよ。直営をやった瞬間に、たった数か月で、違う事実が判明してるんです。甲迎館の指定管理者に関して言えば、決算書の中において、適切と認められないような項目が上がってるんです。だから直営にして見直さざるを得ないと、検証しないといけないという段になってます。より深刻な話なので、今、本来は関係ないんですが、わざわざ言及されるので、お話をしました。本来は別件です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

別の質問ですか。山本委員、最後の質問ということで今答弁してもらったんですけど。

○芦田委員長

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時29分 休憩

午後 1時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて、会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第82号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第82号の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時33分 休憩

午後 1時33分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。
次に、所管事務調査を行います。
「先導的官民連携支援事業の調査結果について」を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、所管事務調査申出書で求められている内容について、御説明します。

1点目で挙げていただいている点、資料20ページ目の10年後指定管理料ゼロを目標とした背景は何か、20年後ではない理由という件です。

この質問の意味をこのように捉えましたということですが、要は、このシミュレーション経緯の部分では20年後にどうなるかということを検討しているように見えるが、結論で10年後に指定管理料ゼロとなっているのはなぜかという問いだと捉えて説明いたします。

では、この20ページ目の部分のシミュレーション経緯です。ここで幾つかポツをつけて項目を挙げてありますが、一番上の部分、現状の施設のままで現実的にある程度想定できる範囲の経営努力として、文化部門を1%、宿泊部門を3%、飲食・宴会部門を2%、物産部門を3%の成長をさせることができれば、20年後に指定管理料がゼロになるという結果が一番最初に得られました。

しかし、現状の湯治村の施設については老朽化が進んでおって、今後を見据えたときには一定程度のリニューアルをする必要があります。特に大浴場についてはボイラーなどの更新などが必要な時期になっていますので、大浴場も含めてどのようなリニューアルをして、それがどの程度であればどのような方法で回収できるかというシミュレーション検討を行ったのが次のところからです。

シミュレーションは3つ行いました。

1つ目が既存の25部屋のうち5部屋をグレードアップした場合です。これはいずれのシミュレーションにも共通するのですが、リニューアルに要する費用を回収する方法としては、湯治村の部屋の幾つかをグレードアップして付加価値を上げ、高級路線で売り出すことを想定しています。1つ目のシミュレーションでは5部屋を高級化路線にし、その部屋の単価を5万7,267円にして、一番上のポツで示した成長をそれぞれの分野で遂げることができれば、20年でリニューアル費用を回収した上で指定管理料をゼロにできる、すなわち自立できるという結果になりました。

以下同様に、2つ目のシミュレーションは、5部屋に加えて新たに25部屋増設して30部屋を高級化路線にするというもので、グレードアップした部屋の単価は6万8,422円となりました。

3つ目のシミュレーションは、増設する部屋を5部屋とし、10部屋を高

級化路線にするというもので、グレードアップした部屋の単価は5万8,127円となりました。

しかし、いずれのシミュレーションを見ても、幾ら高級路線にするとはいっても、あの場所で商売をするときに5万7,000円から6万8,000円の料金を取れるような宿にするというのは相当の付加価値がなくてはなりません。また、そもそも20年で自立できるようにするという前提も、当市の財政状況から許される範囲とは考えられません。そこで、許容できる期間として10年、現実的な高級路線の部屋の料金を3万円台と設定して、前提条件としていた成長率のシミュレーションをし直したところ、年7%の成長が必要という結果になりました。

この一番上のところにありますように10年間で約2倍の収益を上げるということになります。これはとても現実的ではないということから、検討の結論の部分、一番下のところにありますように、このPFIを実施することは難しいと判断したということです。

次に、質問として挙げていただいているもの、指定管理料ゼロについては公共・公益分野をどう捉えているかという件です。これは口頭で御説明いたします。

湯治村の役割として、神楽文化の振興などの非収益部門と宿泊・飲食等の収益部門があります。今回の経営分析では、それぞれの分野ごと、セクションごとに収益状況の把握をしました。今回のシミュレーションで目指した指定管理料ゼロというのは、非収益部門、収益部門とも併せて指定管理料ゼロということを目指します。

次に、シミュレーションのベースになった部門別の収支状況についての問いがありますが、この資料については企業個別の経営資料になりますので、ここでお示しをして説明するということは控えたいと思っております。

次に挙げていただいている質問、PFS要素が入った指定管理の詳細についてです。

これは20ページ一番下の部分に記載があるもので、2023年度の指定管理料の算定の際に今回の経営分析で行ったセクションごとの収益状況のデータを活用したということを目指しています。湯治村で行っている事業を収益部門と非収益部門に分けて、収益部門については一定の経営努力をして収益を伸ばす目標設定をした上で、施設全体の指定管理料を算定しました。もともとのPFSという意味は、行政課題について成果指標を設定して、実施事業者の達成度合いによって市が支払う額が変動するというのが本来の意味ですが、当市では、そこまで支払う額が変動するところまでの設定はしていません。収益部門について収益を伸ばす目標設定をお互いに確認し合った上で指定管理料を決めたことをPFS要素が入ったと説明をしています。

次に、23ページ以降のところのサウンディングを行った企業の情報について教えてもらいたいということがありました。

これについては、具体の会社名を申し上げることはできません。どういう部門の会社かということだけお知らせをしようと思います。

A社と記述がありますのは、これは金融系のコンサルティング会社です。B社は観光・旅行会社、C社はホテル運営会社、D社はマンション管理会社、E社は不動産会社です。

最後の質問で、結果を踏まえて湯治村についてどのようにしていくかという点です。

これについては、28ページに一定の方向性を示していきまして、現在そのように進めていると捉えています。

この決定事項の右側の部分、一番上のポツのとおり、大規模改修でかかる経費を回収するだけの収益を上げるのは困難であるため、2番目のポツのとおり、建て替えなどが不要な範囲でコンテンツを改善していく必要があると考えています。

以上で、申出書で求められている内容についての説明を終わります。

○芦田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 まず、今説明いただいた中の20ページの2つ目の矢印のところで、指定管理料ゼロについて公共・公益分野をどう捉えるのかというところで、文化振興の側面は公益性があるものだという説明がありました。ここも含めて10年後は指定管理料ゼロにしていくという前提で説明をされたかと思うんですけれども、この公益分野についても支出が難しくなるという認識をお持ちということでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 難しくなるというよりも、ここの文化部門のところについては、実際のところはそれほどひどい赤字の状況ということにはなっておりません。で、指定管理料をできるだけゼロにしていくという捉えでいきますと、10年後のところでは、このシミュレーションの中ではそこも含めてということを経営は最初の目標でと決めました。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 提出された資料の28ページのところで、一番最後の神楽門前湯治村の今後についてのところです。

今回のPFI、民間投資において神楽門前湯治村の大規模改修は難しいだろうという結論が出ている中で、2つ目のポツのところで、建て替えは不要な範囲でコンテンツを改善するというようなことが書いてあります。これは裏を返すと、例えば、温浴施設等の老朽化が進んでいくと思われる中で、いよいよ老朽化が進んで、この先使っていくのが危険性があるとか、不備が出てきたときには新たな投資はせずにというようなことが暗示されているのかなと思うんですけれども、そのような理解で

よろしいのでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 こちらのつきましては、お風呂のほう、いわゆる経年劣化がかなり深刻な状況でございまして、いつ壊れてもおかしくないというような状況にもなっております。そうしたところを踏まえながら、周りの温泉施設もございまして、そういったところとの連携であったり、今後は一般の入湯のお客様ではなくて、宿泊者限定の、そうした小さい風呂にやり変えとか、そういうようなことは視野に入れとるところでございまして。安芸高田市には同じような温浴施設もございまして1つにまとめたり、そういうようなことをしながら湯治村のほうをできるだけ施設の延命化を図っていきたいというふうには考えているところでございまして。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で、「先導的官民連携支援事業の調査結果について」の調査を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時47分 休憩

午後 1時47分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

次に、「JR芸備線の存続に係る本市の取組について」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 それでは、「JR芸備線の存続に係る本市の取組について」、資料2を基に説明をさせていただきます。

まず、JR再構築協議会のこれまでの経緯について説明します。

本年10月3日、JR西日本は、国に対し、備中神代から備後庄原間における再構築協議会の設置について要請を行いました。その後、国は再構築協議会を組織することについて、関係のある2県2市に対し意見聴取を行い、11月27日に広島県は広域的な取組について議論ができるよう国へ協力を求めました。これを受け、国は沿線市に意見聴取を行っているというのが、これまでの経緯となります。

国から意見聴取を求められた後の対応ですが、本市はJR西日本から要請のあった区間に該当していないため、再構築協議会には参加しないと回答しています。

続きまして、甲立駅切符販売に対する補助金の状況について説明します。

切符販売に対する補助金は、西日本豪雨災害による利用者の激減により甲立駅における乗車券の販売売上が減収し、こうだ21が行っている切符販売サービスを続けられなくなり、急にそのサービスが止まってしまうのを避けるために支援を行うという目的で始まったものです。その後、新型コロナの影響も重なり、継続的に補助金を支出している状況にあります。

資料にあるグラフは、2027年以降の切符販売額、販売手数料、補助金の推移を示しています。青い棒グラフが販売手数料、水色の棒グラフは市からの補助金額、折れ線グラフは切符販売額の実績を表しています。

市の補助金は、2017年度の月当たりの販売手数料が約13万円であったことから、この額を基準とし、実際の販売手数料との差額を予算の範囲内で補填してきました。

2020年度以降、切符販売の販売額は少しずつではありますが右肩上がりで回復しているものの、毎年、月当たり5万円から10万円程度の補助を行っており、補助基準年度の2017年度の切符販売額や販売手数料には程遠い状況であり、販売手数料以上の補助金を支出している状況が続いています。

財政負担もさることながら、この間の利用実態を確認する中で、有人による窓口サービスの利用は限定的で、新幹線などの長距離切符の販売はインターネット利用が一般的になってきました。こうした状況を受け、市の財政状況に鑑みるとともに、事業の効果などを検証した結果、2024年3月末をもって補助金を打ち切ることといたしました。

資料にはございませんが、委員会から具体的に説明を求める内容のうち、安芸高田市地域公共交通計画に関するものについては、去る6月23日の総務文教常任委員会の中で説明をさせていただいた内容もございますが、現在、地域公共交通計画を具現化させるための利用促進実施計画を作成しております。この計画の中で、芸備線との乗り継ぎを考慮したバスダイヤの設定や観光客を対象とした鉄道、バス、タクシーを活用したモデルルートの検討や利用促進に向かった環境整備などを検討することとしています。

今後、計画の最終年度の2027年度に向けて、優先順位の高いものから順次取り組んでいくこととしております。

説明は以上です。

○芦田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

山本委員。

○山本(数)委員 県知事が参加を呼びかけられて、11月30日、沿線を構成する自治体に広域的な観点から参加を呼びかけられたと今説明があったんですけど、広域的に県知事が一緒にやりましょうと呼びかけた中で、うちはJRが提案しとるのは安芸高田市には関係ないと、ですから参加せんというよ

うに決めたと言われたんですが、県の考え方に同調はできなかったんでしょうか。

○芦田委員長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 このたびＪＲ西日本が要請した区間というのは、鉄道としての大量輸送の役割が果たせなくなった区間でございます。この区間については、網道の変更を含め、鉄道の存廃を求めるというものでございます。本市を含む三次から広島間、こちらについては高速化などの課題意識がございます。いわゆる南北で課題が違っていると認識しております。

今後、芸備線全線での議論が必要な場合には改めてまた国から要請があるというふうにも思っておりますし、本市がその場に議論に参加する必要があるれば、その時点での参加というのもあり得ると思っております。現時点では、北側の課題というところで参加というような考えには至っておりません。

以上でございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員 今年の4月24日の市長の記者会見の中で市長の発言が手元にあるんですが、全部読みよったら時間を食うんで割愛して重要なところだけ読みますと、芸備線の赤字は三次と白木の間の赤字が金額としては大きかったはずですよ。この間の収支を改善すれば全線の維持に確実に貢献できるはずですよ。存続、廃止ばかりに意識を捉われないでＪＲと安芸高田市は肝腎要の収益という点について活性化に励みたいと考えていますと言われとるんです。収支を改善すれば全線の維持に確実に貢献できるという考えを示しておられるんですね。ということは、庄原だけの問題じゃなくて安芸高田市も存続に向けて考えを示していくことを発表されとるんですが、県知事が今やりましようと言ったら、外れると言う、うちには関係ないけえ外れる、これはどうもスタンスが違うんじゃないかと思うんですが、そこらはどういうふうに市長、考えておられるんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ふだん皆さんは口を開けば、地域が、地域、とおっしゃるんですが、まさにそうじゃないんですか。おいそれと県が言っているからと、それに同調していい状況じゃないですよ、申し訳ないですが。今回、そもそも、基礎自治体として声がかかったのは庄原と新見だけです。当然、両県は関係者ですが、ほかの基礎自治体は入っていません。何が行われるか、これから、何を目的としているかは明らかなはずですよ。そうしたとき、安芸高田市としての利益を最大化させるため、このような対応を取っています。

今、御紹介いただいた記者会見での発言も、市としてどうするかというのが一番最初に来ているはずですよ。

この協議の過程を少し御説明すれば、安芸高田市としては県にこのように伝えました。であれば、新見から広島駅まで、広島市まで全部を再構築協議の対象にしてくれと、であれば納得がいくと。全線で本当に廃線ありきではなく再構築のための議論をするのであれば、そうすべきなんです。しかし、それはしない。言わなくても分かるはずですが、なぜそうやるか。

もう一つの提案もしました。であるならば、三次、安芸高田市、広島市だけで、そこでまた再構築協議会をつくってはどうかと、これも実現していません。

つまり、再構築協議会というのは、そういう場なんですよ。のこのこと出ていって、いい場所じゃないんです。県には申し訳ないんですが、おいそれと同調できません。市の利益を当然に最大化させるべきなんです。

じゃあ、なぜ三次と広島市が乗ったかなんですけれども、これは立場の違いです。両者はあおりを食にくい立場にいます。もしあったとしても体力的にかなり受け止められます。けど、安芸高田市はそうじゃないんです。

よって、そこにはくみしていません。これが安芸高田市の立場、その観点に立った見解です。

○芦田委員長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
以上で、「JR芸備線の存続に係る本市の取組について」の調査を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため、14時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。
これより教育委員会に係る議案審査、所管事務調査を行います。
先に、教育長より挨拶を受けます。
永井教育長。

○永井教育長 本日は、議案審査としまして「安芸高田市学校教育施設整備基金条例」の審査、そして所管事務調査、「学校規模適正化推進事業について」の報告をさせていただきます。御審議のほど、どうかよろしく願います。

○芦田委員長 それでは議案審査に移ります。
議案第85号「安芸高田市学校教育施設整備基金条例」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

内藤教育総務課長。

○内藤教育総務課長

それでは初めに、説明資料の1ページを御覧ください。

条例制定の趣旨は、国庫補助を受けて整備した教育施設の財産処分に
伴い、その手続として基金の設置が必要となるためです。

基金の設置は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、い
わゆる補助金適正化法及び文部科学省の運用通知に基づいています。

具体的には、今年度、旧刈田小と旧小田東小の賃貸借契約が整ったこ
とによるものです。

文部科学省における財産処分の取扱いとしては、既存施設の有効活用
を推進する観点から国庫納付をほとんどの場合に不要とするなど、財産
処分手続の大幅な弾力化、簡素化を図っています。そのため、処分制限
期間内でも、国庫補助事業完了後10年以上経過していれば、基金を設置
し、国庫納付金相当額以上を基金に積み立てることにより、国庫納付、
つまり国への補助金の返還が不要となります。

対象となる施設は、貸付けをしている旧刈田小学校校舎と旧小田東小
の校舎、体育館です。

処分制限期間は建物の構造によって違います。起算日は、処分期間の
開始日、処分年月日は、賃貸借が発生した日です。

いずれも経過期間が10年以上たっていることから国庫納付は不要で
すが、基金の積立てが必要となります。積立金額は、今年度の貸付契約
金額、全額を積み立てる予定です。

では、条例を御覧ください。

第2条、積み立てる額は予算で定めるということで、この条例が可決
されましたら2月補正において歳入に計上し、積み立てる予定です。

2ページ、第6条、処分については、積み立てた基金は学校教育施設整
備に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分
することができる、つまり現在ある学校施設の工事費や学校を新設する
場合の工事費に充てることができます。

この条例は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

議案の2ページ、6条のところで、この基金の使途としては学校教育施
設整備ということなので、備品等ではなくてハードにのみ使えるという
理解でよろしいでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

内藤課長。

○内藤教育総務課長

ハードのみです。

○芦田委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第85号「安芸高田市学校教育施設整備基金条例」を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 芦田委員長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、議案第85号の審査を終了いたします。
次に、所管事務調査を行います。
「学校規模適正化推進事業について」を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
内藤教育総務課長。
- 内藤教育総務課長 それでは、所管事務調査申出書にあった第4回保護者説明会と今後のスケジュールについて説明します。
資料1ページを御覧ください。
第4回保護者説明会の日程と概要を記載しています。
説明会を開催した意図についてですが、前回9月の所管事務調査の中で、第3回の保護者アンケートの結果から、今後、当事者となり得る保護者の理解と不安の解消を図っていくことが必要、そのために保護者からの意見を一旦集約し、保護者に返していくということをしていく、半数近くが説明会に参加していない状況を課題と捉え、今後も参加しやすい状況を捉えて説明の機会をつくっていく、と説明しました。
意見集約の結果、311件と多くの意見をいただきましたので、再考した結果、まずは保護者に再度丁寧に説明する必要があると考え、4回目の保護者説明会を開催しました。
説明会の日程は、平日の夜、土日の朝・昼と延べ18回、また託児やウェブ配信を行いました。
説明の内容は主に2つで、アンケート結果の報告と質問が多かった内容の説明です。アンケートでの質問や意見を踏まえ、なぜ統合が必要なのか、なぜ1校統合を考えているのかを学校の現状を伝えながら改めて説明しました。具体的な内容については、別添で資料をおつけしております。
2ページを御覧ください。
今後のスケジュール予定です。
保護者説明会を12月にしましたので、推進計画の公表に向けてのスケジュールが9月に示したスケジュールよりも全体的に3か月程度ずれ込んでいるということになります。
今後、推進計画の素案を作成し、住民説明会やパブリックコメントを

行い、推進計画を作成していく予定です。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　9月の委員会でお伺いしたときには、この3月の議会で何らかの議案、予算等が提出されて、議決を求めるという御説明だったかと思います。今日の御説明を伺うと3カ月スケジュールがずれ込んだということなので、その議決を求める時期がまたずれ込んでいると思います。現状いつ頃を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○芦田委員長　答弁を求めます。

内藤課長。

○内藤教育総務課長　現時点で確定はしておりません。もう少し先になると認識しています。

○芦田委員長　答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員　的を得ない答弁だったかなと思うんですけど、少なくとも、では3月にと予定をされていたというところは3月ではなくなって、それ以降になるという認識でよろしいでしょうか。

○芦田委員長　内藤課長。

○内藤教育総務課長　すみません、そのとおりです。

○芦田委員長　南澤委員。

○南澤委員　議決の予定が現段階では決まっていないということなんですけれども、いつ頃議決になるのかというのは事前に案内をいただきたいと思うんですけれども、そういったことについて、どのように議会側に対して、いつ頃の議決をしますよというような話がいずれ報告で上がってくるのか、どうなのか、その辺りの方針を伺いたいと思います。

○芦田委員長　答弁を求めます。

内藤課長。

○内藤教育総務課長　都度、委員会のほうで報告をさせていただければと思います。

○芦田委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長　質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で、「学校規模適正化推進事業について」の調査を終了いたします。

ここで、執行部退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後　2時21分　休憩

午後　2時22分　再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長　休憩を閉じて、会議を再開します。

続いて、その他の項に入ります。

それでは、閉会中の継続調査事項について、御協議願います。

暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時23分 休憩

午後 2時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
皆さんから閉会中の調査事項について、御意見を伺いたいと思います。
山本委員。

○山本(数)委員 今日審議したJR芸備線の存続に係る本市の取組は、引き続き閉会中も聞かれるようにしておいていただきたいと思います。再構築協議会がもうじき結成されて、審議が始まって、安芸高田市抜きの話が進むと思うんですね。そうしたときに、市長の答弁では今は関係ないと。審議の中身で、もう参加せんにゃいけんようになった状況があるのに参加されんということが起き得ることも考えられるし、そういったことで閉会中でも市の姿勢を聞くようにしておいていただきたいと思いますというように思います。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 学校規模適正化推進事業について本日説明がありましたが、閉会中の1月に推進計画の素案が作成され、2月頃それが公表されて住民説明があるという説明でした。その辺りについても引き続き調査が必要だと思いますし、議決の時期も、今、流動的になっておりますので、その辺りについても関心、注視していく必要があると思っておりますので、こちらのほうも引き続き閉会中の所管事務調査ができるような体制を取りたいと思います。

○芦田委員長 それでは、先ほど御意見をいただきましたとおり、別紙一覧の2番「JR芸備線の存続に係る本市の取組について」と3番「学校規模適正化推進事業について」の2件を継続調査事項として、定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 異議ありませんので、さよう取り計らわせていただきます。
よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行います。

その他皆さんから何かございませんか。

〔なし〕

○芦田委員長 ないようでしたら、これで、その他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見がありましたら発言願います。

〔意見なし〕

○芦田委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長

異議ありませんので、さよう決定いたしました。
以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。
これをもって、第12回総務文教常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時39分 散会